

中部地方整備局実海域実験場提供システム実施要領

(目的)

第1条 本要領は、事業者が行う実海域における実証実験において、当局が実験場所の選定や提供について支援する実海域実験場提供システム（以下、「システム」という。）の適用に係る要領を定め、もって技術開発を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 「事業者」とは、民間事業者、大学及び研究機関をいう。
- 2 「実海域」とは、中部地方整備局の事務・事業の現場、施設及びその近傍等をいう。
 - 3 「申請者」とは、本システムを利用するため申請を行う事業者をいう。
 - 4 「審査機関」とは、申請内容について本システムの適用性を審査する中部地方整備局の組織をいう。

(適用要件)

第3条 本システムは、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り適用することができる。

- (1) 実証実験により、技術開発が促進されること。
- (2) 実証実験により、中部地方整備局の他の業務に支障を及ぼす恐れのないこと。
- (3) 実証実験により、当該施設及び近傍施設等に対し、災害を引き起こす恐れがないこと。
- (4) 実証実験の目的、内容が公共性を有していること。
- (5) 実証実験後は、原則として原状に復旧すること。

(申請手続き)

- 第4条 本システムの適用を受けようとする事業者は、別記様式第1に定める申請書及び別記様式第2に定める実証実験に係る実施計画書を作成し、中部地方整備局副局長（以下、「副局長」という。）あてに提出する。
- 2 審査機関は、申請内容について審査し、採択及び提供する実海域を決定する。
 - 3 副局長は、本システムの適用を決定した際は、別記様式3により申請者に通知する。
 - 4 当局は、本システムを実施する上で申請者が港湾管理者等に対して必要となる手続について適切な支援を行い、本システムの円滑な運用を図る。

(実海域の使用及び費用負担)

- 第5条 実証実験に関し、その実施に必要な一切の費用は事業者の負担とする（実験に必要な資機材の設置、ランニングコスト（水道代・電気代等）、実験期間における維持管理費等を含む）。実験期間とは、実験装置や実験のための資機材・仮設物を実海域に存置している期間を含む。
- 2 実証実験に関し、実海域に改変を加える必要が生じた場合、事業者は当局の了解を得たうえで、自らの費用負担により行う。
 - 3 他の事業者が同時期に実海域を使用する場合、当局は使用者及び使用内容を事業者に通知する。通知を受けた場合は、実海域の使用及び費用負担について、相互に協議を行い、合意内容を当局に報告する。
 - 4 実証実験に関し、港湾管理者や海上保安部等への必要な申請書類や各種調整については事業者が行う。ただし、漁業関係者等との調整など当局と協力しながら行う場合もある。

(報告)

- 第6条 当局において本システムの適用を決定した場合は、適用を決定した年度の年度末に一括して、別記様式4により、国土交通省港湾局参事官（港湾情報化）室（以下、「参事官室」という。）に報告する。
- 2 第4条第3項に規定する通知を受けて実証実験を実施した事業者は、実証実験の終了後、

2週間以内に別記様式5により、実証実験の結果等を取りまとめた完了報告書を添付して、副局長に報告する。

3 当局は、前項の報告を受理した年度の年度末に一括して、別記様式6により、参事官室に報告する。

(広 報)

第7条 当局は、自局及び参事官室が整理した他局で行われた本システムの内容、結果等について整理・保存し、管内の港湾空港関係事務所に周知するとともに、その広報に努める。

(事務局)

第8条 事務局は、港湾空港部 海洋環境・技術課に置く。

(細 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、必要に応じ、別途、細則で定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

この要領の施行に伴い、「中部地方整備局実海域等実験場提供システム実施要領」(平成14年4月1日)は廃止する。

【別記様式第1（第4条第1項）】

令和 年 月 日

国土交通省中部地方整備局

副局長 ○○ ○○ 殿

会 社 名 ○○○○○

代表者名 ○○ ○○

代表者印

実海域実験場提供システムの適用に係る申請について

別添の実施計画書により実証実験を行いたく、実海域実験場提供システムの適用を申請します。

実証実験に係る実施計画書

実施者	名称		実験内容	
	住所			
	担当者	所属		
		氏名		
連絡先				
項目（実験名称）			※	
希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
希望場所				
※				
実験の目的		実施方法	※	
※				
技術開発の目的				
※		※		

●留意事項

1. 本様式は、事案に応じ、各事項の行数などを変更して使用することができる。
2. 必要に応じ、別途、実験計画書及び参考資料を添付することができる。※参考資料を添付する場合は、添付する参考資料の名称を、各事項で記載する文中又は末尾に記載する。

【別記様式第3（第4条第3項）】

番 号
令和 年 月 日

○○○○○○○○

代表者 ○○ ○○ 様

国土交通省 中部地方整備 副局長
(公印省略)

実海域実験場提供システムの適用について（通知）

令和 年 月 日付で申請のあった実海域実験場提供システムの適用については、適用可能であることを、決定します。

なお、中部地方整備局実海域実験場提供システム実施要領第6条第2項に規定しており、実証実験の終了後、2週間以内に当職あての報告が必要ですので、この旨、申し添えます。

【別記様式第4（第6条第1項）】

番 号
令和 年 月 日

港湾局参事官（港湾情報化） 様

中部地方整備局 港湾空港部長
（公印省略）

実海域実験場提供システムの適用について（報告）

本年度においては、下記の案件について標記システムを適用したので、実証実験に係る実施計画書（写）を添えて報告します。

記

実施者	場所	期間	項目

【別記様式第5（第6条第2項）】

令和 年 月 日

国土交通省中部地方整備局
副局長 ○○○○ 殿

会社名 ○○○○○○
代表者名 ○○ ○○

代表者印

実海域実験場提供システムの適用を受けた実証実験の完了報告について

令和 年 月 日付国部整海技第 号をもって標記システムの適用を受けた実証実験については、令和 年 月 日をもって完了したので、別添の完了報告書を添えて、実海域実験場提供システムの適用を受けた実証実験の完了報告について下記のとおり報告します。

記

1. 項目（実験名称）
2. 実施場所
3. 実施期間
4. 実施内容
5. 実験結果
6. その他参考となる資料

【別記様式第6（第6条第3項）】

番 号
令和 年 月 日

港湾局参事官（港湾情報化） 様

中部地方整備局 港湾空港部長
（ 公 印 省 略 ）

実海域実験場提供システムを適用した実証実験の完了について（報告）

本年度においては、下記の案件について標記システムを適用した実証実験が完了しましたので、実験の実施者から提出された完了報告書（写）を添えて報告します。

記

実施者	場所	期間	項目